

千葉県弁護士会による法律相談サービス一覧

分野	名称	相談場所	連絡先	常設	内容	相談料(税込)	備考	
法律問題全般	法律相談センター(千葉)	千葉県弁護士会館	043-227-8954	○	法律問題でお困りの方へ、弁護士が親身に相談に応じます。 ご予約はインターネットでも可能です。 詳しくは千葉県弁護士会のホームページ( <a href="http://www.chiba-ben.or.jp/">http://www.chiba-ben.or.jp/</a> )をご覧ください。	2,000円/30分	クレサラ相談は30分間無料	
	法律相談センター(松戸)	松戸支部会館	047-366-6611	○				
	法律相談センター(船橋)	京葉支部会館	047-437-3634	○				
	法律相談センター(袖ヶ浦)	袖ヶ浦商工会館	043-227-8954	○				
	法律相談センター(茂原)	茂原商工会館		○				
	法律相談センター(東金)	東金商工会館		○				
	法律相談センター(成田)	成田市商工会館		○				
	法律相談センター(佐原)	佐原商工会議所		○				
	法律相談センター(館山)	館山商工会議所		○				
	法律相談センター(鴨川)	鴨川商工会		○				
	法律相談センター(銚子)	銚子商工会館		○				
	法律相談センター(八日市場)	裁判所内弁護士会館		0479-72-0271				○
	法律相談センター(市川浦安)	市川市内のテナント		047-396-6884				○
	法律相談センター(野田)	野田商工会議所	047-367-5900	○				
	ヨルンド相談(千葉)	担当弁護士の事務所	043-227-8954	○				法律問題について、平日夜間(20時まで)や土日の相談にも応じます。 *松戸のみ火曜・木曜の夜間は22時まで *京葉地区(船橋・市川・浦安)は祝祭日を除いた月曜日(17時~20時)水曜日(17時~20時)日曜(13時~16時)に実施。月曜日が祝日の場合には火曜日に実施。
ヨルンド相談(松戸)	047-366-6611		○					
ヨルンド相談(京葉)	047-437-3634		○					
民事家事当番弁護士制度(千葉)	担当弁護士の事務所	043-227-8954	○	ご自分で裁判や調停をされている方を対象に、初回30分間相談料無料で弁護士がご相談に応じる制度です。 ※裁判や調停の申立てをするかどうかについての相談など事前の相談、裁判や調停が終了した後の事後の相談は除きます。	初回30分無料			
民事家事当番弁護士制度(松戸)		047-366-6611	○					
民事家事当番弁護士制度(京葉)		047-431-7775	○					
民事家事当番弁護士制度(佐倉)		043-227-8954	○					
巡回無料相談	船橋・市川・浦安各市の公民館	047-431-7775		法律問題でお困りの方へ、弁護士が親身に相談に応じます。 月1回、各市の公民館を巡回して、無料相談会を実施しています。 年2回(4月頃と10月頃)、無料相談会を実施しています。	無料			
春の無料相談会	京葉支部会館							
秋の無料相談会								
交通事故	交通事故相談	千葉県弁護士会館 (松戸相談所は弁護士会松戸支部会館、京葉相談所は弁護士会京葉支部会館)	043-227-8530 (千葉相談所) 047-366-6611 (松戸相談所) 047-437-3634 (京葉相談所)	○	交通事故賠償問題は医学的な問題が絡むこともあり、弁護士にとっても専門性の高いテーマのひとつです。当センターの担当弁護士は研修会などを通じて最新の交通事故賠償問題を学び、複数年にわたって知識の研鑽に努めている交通事故賠償のプロです。 被害者、加害者、どちらの立場の方でもご相談いただけます。また、事故に遭遇し「どうしたらいいかわからない」という方もぜひご相談ください。今後の流れについて詳しくご説明いたします。 初回だけでなく、複数回(継続相談が可能です)にわたる相談についても費用はかかりません。	無料		
	交通事故相談(高次脳機能障害)	千葉県弁護士会館	043-227-8530	○				
DV・性差別	DV問題法律相談	担当弁護士の事務所	043-306-1847	○	配偶者等パートナーや交際相手からの暴力の問題に伴う、保護命令手続、協議離婚、離婚調停、離婚裁判、婚姻費用(生活費)、養育費などについて、ご相談いただけます。	初回無料	事情により電話相談も可	
	女性の権利110番	電話相談	開催前に弁護士会のHP等に掲載予定		男女共同参画週間(毎年6月23日~29日)及びその前後の特定の日に、女性の問題、性差別の問題等について法律相談に応じます。	無料		
子ども	子どもの法律相談	担当弁護士の事務所	043-306-3851	○	虐待(虐待者側からの相談は除きます)、いじめ、非行など、子どもに関する問題について、法律的な観点からご相談に応じます。お子さま本人からの申込みも可能です。	初回30分無料		
犯罪被害者	犯罪被害者ホットライン(電話相談)	電話相談	043-227-8433	○	犯罪被害に遭われると、被害者をご自身で相談する弁護士を探したり法律事務所に足を運んだりするのが難しいことがあると思います。そのようなときには、この「犯罪被害者ホットライン」をご利用ください。初回30分程度相談無料で、犯罪被害に詳しい弁護士に電話で法律相談することができます。	初回無料		
医療問題	医療紛争等相談	担当弁護士の事務所	043-227-8431	○	手術ミスや病気の見落としなど、医療行為や歯科医療行為により生じた事故の相談に応じます。	5,400円/30分 30分以降は15分ごとに2,700円が加算		
	医療事故相談(松戸)	担当弁護士の事務所	047-366-6611	○	専門性の高い医療事故案件について、同分野に精通した弁護士に相談できます。	5,400円/30分		

分野	名称	相談場所	連絡先	常設	内容	相談料(税込)	備考
高齢者・障がい者	高齢者・障がい者のための無料電話法律相談	電話相談	043-227-1800	○	ご高齢の方(65歳以上)や障がいをお持ちの方を対象に、毎週月曜午前10時から12時と毎週水曜午後1時から3時まで、電話法律相談を行っています。支援者からのご相談も可能です。	無料/20分	
	取り扱い別有料相談(高齢者・障がい者)	担当弁護士の事務所	043-227-8954	○	高齢者・障がい者の分野に関するご相談に専門の弁護士が対応します。	10,800円/60分	
	高齢者・障がい者出張相談	希望場所 (原則として自宅は不可)	043-227-8954	○	高齢者・障がい者の方で、弁護士の事務所にはらっしゃるのが困難な場合等に、弁護士が出張してご相談に応じます。	10,800円/60分+出張日当 (直線距離片道25キロ以下: 10,800円, 25キロ超50キロ以 下:21,600円, 50キロ超: 32,400円)+交通費	
	高齢者支援センター相談	担当弁護士の事務所	047-431-7775	○	高齢者にかかわる様々な法律問題について、市川市、船橋市、浦安市に事務所がある弁護士が相談に応じます。	5,400円/30分	
住宅・建築問題	欠陥建築トラブル法律相談	建築会館等	開催前 ちば県民だより等に 掲載予定		1年に2回(概ね6月と11月)、主に一般市民の方を対象に、弁護士が建築士とチームを作り、法律面と建築面の双方からアドバイスを行います。主催団体が数年おきに代わりますので、詳細はちば県民だより等をご確認ください。	無料	
	建築相談(松戸)	担当弁護士の事務所	047-366-6611	○	専門性の高い建築紛争案件について、同分野に精通した弁護士に相談できます。	5,400円/30分	
クレサラ・消費者問題	クレジットサラ金無料相談	担当弁護士の事務所	043-227-8581 (千葉・下記以外) 047-366-6611 (松戸・柏周辺) 047-431-7775 (市川・船橋周辺)	○	サラ金やヤミ金、ローンやクレジットなどによる借金に関する相談です。	初回30分無料	
	消費者なんでも相談室	電話相談	043-227-5670	○	消費生活にまつわるトラブルについて何でも電話相談に応じます。		毎週金曜 13時～16時
	消費者事件名簿(自治体向け)	担当弁護士の事務所	043-227-8431	○	当会では、消費生活センターや消費生活相談窓口が実施する消費者事件相談において、必要に応じて消費者問題の専門家である弁護士へ速やかにかつ直接に相談予約ができるよう、消費者相談弁護士名簿を作成し、当会と所定の協定を締結された自治体に対してこの名簿を配布しご利用いただいています。初回の相談料は無料です。	無料	
社会福祉	生活保護の専門相談	担当弁護士の事務所	043-306-9873	○	生活保護を受けたくて相談窓口に行ったにもかかわらず、申請を受け付けてもらえなかった方、又は、生活保護を受給しているが打ち切られそうになっている方など生活保護に関する問題について相談する窓口です。	無料	
	暮らしとこころの総合相談会	県内各地の公民館等	043-227-8431		年に2回、弁護士と臨床心理士、精神保健福祉士が共同で借金、生活、雇用、こころの問題全般について相談を受け付けています。		
	雇用と生活総合相談	電話相談	043-227-4300	○	労働問題、生活保護、借金問題、住まいの問題など生活問題全般についての無料相談です。		毎週火曜 13時～16時
労働問題	労働専門相談	担当弁護士の事務所	043-306-2809	○	労働問題に関し、専門的な見地から相談に応じます。労働者側、使用者側を問いません。	5,400円/30分 (但し労働者の方は 初回30分無料)	
無戸籍者問題	無戸籍者のための法律相談	担当弁護士の事務所	043-227-8431	○	様々な事情により、戸籍がない方の就籍に関する法律問題を相談する窓口です。	初回30分無料	
外国人問題	外国人のための無料法律相談	千葉県国際交流センター	043-297-0245	○	外国人の方の法律相談に弁護士が対応します。毎月開催しています。	無料	
		千葉市国際交流協会	043-202-3000	○			
		柏市国際交流センター	04-7157-0281	○			
	関弁連管内一斉外国人のための無料法律相談	千葉県弁護士会館	043-227-8431		関東弁護士会連合会と共催し、10年以上にわたり毎年11月頃開催しています。	無料	毎年11月頃 開催
民事介入暴力	民暴相談	千葉県弁護士会館等	043-306-6302	○	当会では、暴力団による被害に遭われた方、暴力団ではなくとも暴力や脅迫その他それらに準ずる違法不当な行為等(いわゆるクレーマーなどの不当要求も含む)を受けた方を対象とし、被害の防止や救済を図る委員会(民事介入暴力被害者救済センター)を設置しています。これらの被害や被害を受けるおそれのある方を対象として、民暴相談を行っています。	5,400円/30分	
災害	災害時の法律相談	電話相談や被災地に出向いての対応等	043-227-8431		大規模災害が発生した際に、既存の法律相談の方法にとらわれず、被災者向けの情報提供や法律相談など、様々な方法で被災者に寄り添った活動を行います。千葉県弁護士会だけでなく、災害時の被災者支援に精通した全国の弁護士が支援します。	無料	必要に応じて 実施
中小企業	中小企業のためのひまわりほっとダイヤル	担当弁護士の事務所等	0570-001-240	○	中小企業の経営者の方を対象とした面談による法律相談を実施しています。	初回30分無料	
	中小企業無料法律相談会	千葉県弁護士会館	043-227-8431		中小企業の経営者の方を対象とした面談による法律相談会を実施しています。	無料	毎年9月頃 開催
その他	三士会合同無料相談会	千葉県弁護士会館等	043-227-8431		千葉県税理士会、千葉司法書士会と合同で無料相談会を実施しています。	無料	毎年1月頃 開催
	分野別相談(離婚・相続)	京葉支部会館	047-437-3634	○	離婚、相続の分野を扱っている弁護士が担当します。	2,000円/30分	